

令和4年度青果物輸出産地体制強化加速化事業（令和4年度補正予算）

台湾の残留農薬基準値に対応した 生果実（いちご）の病害虫防除マニュアル

改訂版



令和5年12月

農林水産省農産局園芸作物課

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 野菜花き研究部門



一般社団法人日本青果物輸出促進協議会

Japan Fruit and Vegetables Export Promotion Council

目次

令和4年度青果物輸出産地体制強化加速化事業（令和4年度補正予算）

台湾の残留農薬基準値に対応した 生果実（いちご）の病害虫防除マニュアル

改訂版

1. 改訂版の発行にあたって	1
2. いちごの生産で問題となる病害虫	2
3. 残留農薬基準値の調査方法と台湾の公定法について	5
4. 台湾への輸出におけるいちごの基準値超過事例	6
5. 日本産のいちごサンプルにおける農薬の減衰と散布後日数の関係	12
6. 台湾の残留農薬基準値と農薬使用方法について	24
7. 指定有害動植物の総合防除を推進するための基本的な指針と代替防除技術の具体例	26
品質保持に向けた栽培・流通管理マニュアルHPのご案内 関連サイトリンク	43

本マニュアルを使用するにあたっての留意事項

- 本マニュアルは、「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した生果実（いちご）の病害虫防除マニュアル（詳細版）」（平成27年8月）を一部改訂したものです。
- 令和5年8月末現在の日本と台湾における残留農薬基準値を参考に資料を作成しています。なお、残留農薬基準値は適宜改正されるため、輸出先国の残留農薬基準値の最新情報を必ずご確認ください。
- 本マニュアルに掲載されていない農薬成分の減衰については未調査です。このため、掲載されていない農薬が使用できないことを意味するものではありません。また、農薬の使用にあたっては、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）等の関係法令に基づく農薬の適正使用等に留意してください。
- 農薬の減衰は、栽培条件、気象条件等により異なることがあります。

**日本青果物輸出促進協議会に入会された方には、
マニュアルの冊子を贈呈します。**

詳細については協議会のHPをご覧ください。

「日本青果物輸出促進協議会について」

<https://jpfruit-export.jp/about1.html>

〒100-0011 東京都千代田区内幸町、日土地内幸町ビル2階
一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会・事務局
TEL：03-3502-3033 FAX：03-6910-2923